

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成12年2月9日	不動産番号	1903000032571
所在図番号	余白				
所在	三重郡川越町大字亀崎新田字里中 16番地10			余白	
家屋番号	16番10			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
倉庫	鉄骨造スレート葺2階建	1階	487.15	2階	125.08
余白	余白	余白	昭和47年9月20日新築		
					昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月9日

表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	便所	コンクリートブロック造スレート葺平家建	6.12	平成14年12月日不詳取壊し 〔平成21年9月7日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存	昭和47年11月20日 第10292号	所有者 三重郡川越町大字豊田一色405番地川越町役場内 川越漁業協同組合 順位1番の登記を移記	
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成21年8月21日 第22086号	原因 昭和50年10月31日主たる事務所移転 主たる事務所 三重郡川越町大字亀崎新田16番地の10 代位者 三重郡川越町 代位原因 平成21年8月18日寄附の所有権移転登記請求権	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月9日	
2	所有権移転	平成21年8月21日 第22087号	原因 平成21年8月18日寄附 所有者 三重郡川越町	



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年11月6日
津地方法務局四日市支局

登記官

辻 敏 行

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D89173 (2 / 2)

